

青森県報

号外第二十三号

令和三年
三月三十一日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……
○青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……………(同) ……

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)の施行に関する次のこと(知事が指定した農林水産物及び食品に係るものに限る。)

イ 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行に関すること。

ロ 第三十八条第二項の規定による輸出証明書の発行を受けた者からの報告の徴

収等に関すること。

ハ 第三十八条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること。

第四条の三第一項第十五号イ中「第十二条第六項」を「第十二条第八項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「第十三条第五項」を「第十三条第七項」に改め、同項第二十二号ト中「第十四条第十項」を「第十四条第十四項」に改め、同号ラ中「第四項まで」を「第三項まで及び第五項」に改め、同号マを削り、同号ケ中「及び第十四条」を削り、同ケを同号フとし、同ケを同号フとし、同コを同号フとし、同号エ中「附則第三条及び第六条」を「附則第六条」に改め、同エを同号コとし、同号テ中「附則第三条及び第六条」を「附則第六条」に改め、同アを同号エとし、同号ア中「附則第三条及び第六条」を「附則第六条」に改め、同アを同号テとする。

第五条の二第一号レ中「第十八条の十六」を「第十八条の十八」に、「計画の変更の命令」を「計画変更命令」に改め、同号ツ中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に改め、同号ネ中「第十八条の二十三第一項及び第十八条の二十四第一項」を「第十八条の二十八第一項及び第十八条の二十九第一項」に改め、同号ナ中「第十八条の二十五第一項」を「第十八条の三十第一項」に改め、同号ラ中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十一」に改め、同号ム中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改める。

第六条に次の一号を加える。

五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する次のこと(知事が指定した食肉に係るものに限る。)

イ 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行に関すること。

ロ 第三十八条第二項の規定による輸出証明書の発行を受けた者からの報告の徴収等に関すること。

ハ 第三十八条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること。

第十三条第一項第十号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同条第二項第一号中トをリとし、ヘをチとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 第二十五条の二第一項及び第二項の規定による消毒に関すること。

ト 第二十五条の二第三項の規定による通行の制限及び遮断に関すること。

第十三条第二項第二号ウ中「第四項」を「第五項」に改め、同号ネを削り、同号ナ中「及び第十四条」を削り、同ナを同号ネとし、同号ラ中「及び第十四条」を削り、

同ラを同号ナとし、同号ム中「及び第十四条」を削り、同ムを同号ラとし、同号ウ中「附則第三条及び第六条」を「附則第六条」に改め、同ウを同号ムとし、同号キ中「附則第三条及び第六条」を「附則第六条」に改め、同キを同号ウとし、同号ノ中「附則第三条及び第六条」を「附則第六条」に改め、同ノを同号キとし、同項第四号中「令」を「政令」に改め、同チを同号ヌとし、同号ト中「令」を「政令」に改め、同トを同号リとし、同号ヘ中「令」を「政令」に改め、同ヘを同号チとし、同号ホを同号ヘとし、同への次に次のように加える。

ト 第三十四条第三項の規定による家畜人工授精所の運営の状況の報告の受理に
関すること。

第十三条第二項第四号の次に次のように加える。

ホ 第二十五条の二の規定による家畜人工授精所の名称の変更等の届出の受理に
関すること。

第十三条第二項第四号に次のように加える。

ル 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号。以下この号に
おいて「省令」という。）第三十八条第一項の規定による家畜人工授精所の開
設の許可証の書換え交付に関すること。

ヲ 省令第三十九条第一項の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の再交付
に関すること。

ワ 省令第四十条の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の返納の受理及び
返還に関すること。

第十四条第一号ニ及びホ中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め
る。

第十八条第一項第二十四号へ中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改
め、同号ト中「第三十条第三項（第三十一条第二項）」を「第三十五条第三項（第三十
六条第二項）」に改め、同号チ中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改
め、同号リ中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第四項第二
号イ中「第十七条の九」を「第十七条の十」に改め、同号ロ中「第十七条の十」を
「第十七条の十一」に改め、同条第五項第三号、第四号及び第五号ハを削り、同号を
同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同条第八項第三号中「青森県公共下
水道条例施行規則」を「青森県公共下水道規則」に改める。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則により委任した事務に係る申請、届出その他の行為で、この規則の施行
の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に
規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについて
は、なお従前の例による。

~~~~~  
青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規  
則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させ  
る規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規  
則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平  
成二十六年三月青森県条例第五十五号）附則第二項の規定によりなお従前の例による  
こととされる同条例による改正前の青森県立高等学校授業料等徴収条例（昭和四十年  
三月青森県条例第七号）第二条第一項ただし書の特別の事由がある場合の決定を  
含む。）」を削る。

第七条第一項第一号中「者」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六  
十一号）第二十二條の二第二項第二号に掲げる職員を除く。）」を加える。

第八条第一項第一号中「者」の下に「（地方公務員法第二十二條の二第一項第二号  
に掲げる職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

|                                    |                                           |                             |
|------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------|
| （発行者・発行人）<br>青森市長島一丁目一番一号<br>青 森 県 | （印刷所・販売人）<br>青森市第二間屋町三丁目一番七七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価 小口一枚二付十五円 |
|------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------|